

平成 29 年度における電気事業法第 107 条の規定に基づく

立入検査の結果について（東北管内）

立入検査は、電気事業法第 107 条第 2 項又は第 3 項の規定により、事業用電気工作物を設置する者の事業場において自主保安体制が十分機能しているか否かなどを確認し、また、必要に応じ改善等、促すことによつて、電気事業法の目的である公共の安全の確保を図ることを目的として実施している。

本年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおり。

凡例：

法：電気事業法、電技解釈：電気設備の技術基準の解釈

火技省令：発電用火力設備に関する技術基準を定める省令

報告規則：電気関係報告規則

【火力発電設備】 平成 29 年度立入検査実施件数 8 件

- 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
(1 事業場)

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
ばい煙が、ばいじんの排出基準に適合していない	火技省令第 4 条

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘 (1 事業場)

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
低圧電路の絶縁性能が基準値を満たしていない	電技解釈第 14 条

- 保安規程に違反する指摘 (3 事業場)

主 な 指 摘 事 項
保安規程別表に定める巡視点検の内容及び頻度と、巡視点検の記録の一部が整合していない。
保安規程に定める連絡体制の整備が不十分。
保安規程に定める日常巡視点検手入れによる点検の記録の一部に電気主任技術者の押印がない。
保安規程に定める日常巡視点検手入れによる点検の記録の一部が欠落している。

保安規程に定める保安教育の記録がない。
保安規程に記録の保存年限を別途に定めることが規定されているところ、不明確。

○ 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
定期事業者検査の実施が適切でない	法第 54 条

以下の件については指摘なし

○ 保安規程を変更する必要がある指摘

【水力発電設備】 立入検査実施件数 4 件

○ 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
構内第 1 柱の足場金具が地上高 1.8m 未満（1.61m）に 施設されている。	電技解釈第 53 条

○ 保安規程に違反する指摘（4事業場）

主 な 指 摘 事 項
巡視・点検の記録が作成されていない。
水圧管路の肉厚測定が、保安規程に定める頻度で実施されていない。
保安規程において、記録の保管期間を細則に定めることとしているが、細則に定めがない。
1 年周期で実施する定期巡視点検手入れの記録が作成されていない。
連絡責任者等には、保安法人の行う保安管理業務に立会わせる旨規定されているが、立会っていない。
保安に関する訓練が実施されていない。
水力発電所運転補修基準の点検内容として「変圧器のコーキング剥離の有無」が規定されているが、点検記録様式を定めたマニュアルの様式に当該点検内容の項目がなく、発電所の変圧器の点検記録にも、当該点検結果の記載がなく、規定内容と記録内容の相違が認められた。

○ 保安規程を変更する必要がある指摘（3事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
保安規程に定める組織が現状と合っていない。	
組織図と業務分掌において、運転監視及び巡視点検を実施している委託会社が記載されていない。	
保安規程細則に定める「巡視点検測定ならびに手入れ基準」の内容が、対象設備の現状と一致していない。	

○ 主任技術者の職務状況に対する指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
電気主任技術者の職務の状況が確認できない。	法第43条第4項

○ その他の指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項
水圧鉄管厚さ測定結果について評価を行っていないことから、適切に評価を行い、必要な対策を実施すること。

以下の件については指摘なし

- 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘

【風力発電設備】 立入検査実施件数 1件

指摘なし

【太陽電池発電設備】 立入検査実施件数 2件

○ 保安規程に違反する指摘（2事業場）

主 な 指 摘 事 項
巡視点検の頻度が守られていない
検査記録、点検記録の一部が確認できない。

○ 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
パネル増設工事に伴う発電所構内の変更について、保安規程変更届出書の提出がなされていない。	法第42条

以下の件については指摘なし

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘

【送・変・配電設備】 立入検査実施件数 2件

指摘なし

【需要設備】 立入検査実施件数 9件

○ 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（3事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
接地抵抗の値が過大	電技解釈第17条
構内第1柱の足場金具が地上1.8m未満の位置に設置	電技解釈第53条

○ 保安規程に違反する指摘（5事業場）

主 な 指 摘 事 項
連絡責任者が保安規程に定められた業務を行っていない
保安組織において主任技術者の職位が実態と異なっている
点検の結果、技術基準に抵触しているにもかかわらず長時間放置されている
運転又は操作基準が適切に定められていない
保安規程で定める設備台帳や図面等が整備されていない

以下の件については指摘なし

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘